

○「ながら見守り連携事業」覚書内容

- (1) 東京都は、事業の実施に当たって東京海上日動火災保険株式会社に対して必要な支援を実施する。
- (2) 東京海上日動火災保険株式会社は、事業所に対して本覚書の趣旨を周知するとともに、必要に応じて“ながら見守り”に関する取組について区市町村と協議し、事業所において実施できるよう支援する。
- (3) 東京都と東京海上日動火災保険株式会社は、必要に応じて情報交換を行い、相互に連携する。
- (4) 具体的な取組（事業活動に支障のない範囲で行う。）
 - ①（地域が防犯上不安を抱く場所を巡回して見守りを行う）
見守り要望箇所の走行
 - ② 交通事故に関するヒヤリハット情報の共有
 - ③ 子供・高齢者等への声掛け
 - ④ 住民の安全安心に係る異常を認知した場合の対応